

別表1 添付書類一覧表

令和7年5月16日更新

申請区分	交 付 申 請 （第8条関係）	実 績 報 告 （第11条関係）
共通 （すべての申請区分）	・工事請負契約書又は請書の写し ・工事内訳明細書又は見積書の写し ・補助対象工事を行う住宅の外観全景及び工事部分の施工前の写真 ・申請者、居住者及び住宅の所有者のいずれかがことなる場合は、親子関係が確認できる戸籍謄本で申請日前3ヶ月以内に発行されたもの ・併用住宅の場合は、住宅部分の延べ床面積が1／2以上であることがわかる図面 ・建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認が必要な場合は、確認済証の写し及び図面 ・その他市長が必要と認める書類	・補助対象工事を行った住宅の工事部分の施工中及び施工後の写真 ・建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた場合は、同建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定に基づき交付された検査済証の写し ・工事に要した費用に係る領収書の写し ・補助金交付請求書（様式第8号） ・その他市長が必要と認める書類
中古住宅購入	・建物の不動産登記簿謄本（登記事項証明書） ・購入した住宅の売買契約書の写し ・誓約書（※リフォーム後に転居する場合）	・転居後の住民票謄本
災害復旧	・罹災証明書	
移住者	・戸籍の附票(申請日前3ヶ月以内に発行されたもの) ・納税証明書（前住所地の市区町村発行） ・誓約書（※リフォーム後に転居する場合）	・転居後の住民票謄本
下水道接続	・排水設備新設等確認通知書の写し ※下水道係から発出されます ・浄化槽設置届出受理書の写し ※秋田県（保健所）から発出されます	・北秋田市検査済証公共下水道（農業集落排水）の写真 ※下水道 No.（集排 No）が確認できること ・工事施工中、工事施工後の写真及び保証登録証の写し